



写真右から松田和之さん
松田謙さん

人いきいき

多種多様なタマネギに対応した装置が発明表彰

令和元年度北海道地方発明表彰の中小企業庁長官賞を受賞した訓子府機械工業㈱の松田和之会長と松田謙社長。このような光栄な賞をいただくことができて、ありがたく感じている。これからもより良いものにできるよう、努力していきたい」と話していました。

地方発明表彰とは、優れた発明や考案、意匠を生み出した技術者、研究開発者を公益社団法人発明協会が顕彰するものです。

「平成元年からタマネギの茎葉処理を定置式で行うオニオンタッパー（収穫玉葱処理装置）を開発しています。従来の装置は、茎葉切断を行う機械でしたが、市場の変化もあ

り平成19年ごろには、根の処理も必要になったため、鉄製ローラー式根切り装置（ルートリカッター）を開発し、搭載しました。しかし、近年では、早生から晩生までの多種多様なタマネギが栽培されるようになり、ルートリカッターを使用すると、早生や柔らかく傷つきやすいタマネギでは、打撲損傷が出やすいという課題が出てきました。市場でも『ルートリカッターの使用可否が1台の機械で行えないか』という要望が高まったことで、さらに装置の改良が必要となり、何度も改良を進めてきました（松田和之会長）

「改良した装置は、根切り装置を必要に応じて使用したり、使用しなかったりして1台の機械で収穫処理することが可能となり、顧客の要望に応えた機械です。現在では、消費者の多様なニーズに対して、改良を続け、総販売台数が約6000台になりました（松田謙社長）

「農家の方や関係機関の皆さんのおかげで受賞でき、とても感謝しています。これからも生産者ニーズに対応し、改良を続け、より良いものにしていきたいです」（松田和之会長）



高知県津野町 お便り

姉妹まちからの

寒さに負けず、今年も疾走 津野町駅伝競走大会

第15回津野町駅伝競走大会が2月2日に開催され、小学生男子および女子の部、一般男子の部、一般女子の部に津野町内外から17チーム、121人が参加しました。当日は10時30分にかわうそ公園前をスタートし、春日橋からふるさとセンター西の住吉橋を渡り、町道を通り、かわうそ公園に戻ってくる周回コース（全長14.96km）を6人の選手がタスキをつなぎました。

一般男子の部で優勝したのは、津野町役場職員を中心に構成されたフットサルチームの「チームサカイ」。平成26、27年に訓子府町から人事交流職員として赴任して



チームサカイに交流職員の桜井さんが参加（写真後ろ中央）



いた訓子府町役場職員の坂井さんが設立したチームです。

くんねっぷファン

自分で作った野菜で料理に挑戦

川脇 めありさん（末広町 17歳）

今月は、訓子府高校2年生の川脇めありさんにお話を伺いました。

「訓子府町で生まれ、訓子府小学校、中学校を卒業後、訓子府高校に入学しました」

「4歳のころからエレクトーンを習っているなど、音楽に携わっていたこともあり、部活動は、吹奏楽部に所属しています。部員は、5人と少ないですが、夏のコンクールで金賞を取れるように練習をがんばっています。機会があれば、いろいろな楽器を演奏してみたいですね」

「将来の夢は、実家が農家なので、収穫した野菜でいろいろな料理を作れるようになることです。これからは、少しずつ料理に挑戦して難しい料理なども作れるようになりたいです」



わたしたちの国民年金

こんなときには届け出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなければなりません。届け出は加入するときのほか、扶養から外れるなど被保険者の種別が変わったときにも必要です。届け出をしなかった場合、将来受け取る年金額が少なくなったり、受け取れなくなる場合もありますので、忘れずに届け出

をしましょう。

■被保険者の種別

- 第1号被保険者 自営業者、農業従事者、学生、フリーター、無職など
- 第2号被保険者 厚生年金の加入者である会社員、公務員など
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入額が一定額を超えない方）

■問合せ

- ・北見年金事務所 ☎25-9635
- ・町民課戸籍年金係 ☎47-2203

こんなとき	被保険者の種別	届出先
年金制度に加入していない方が20歳になったとき	未加入→第1号	役場町民課窓口
会社員などと結婚して、その配偶者に扶養されるようになったとき	第1号→第3号	配偶者の勤務先
会社などを退職し、自営業者や無職、学生などになったとき	第2号→第1号	役場町民課窓口
会社などを退職し、会社員である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号→第3号	配偶者の勤務先
配偶者に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第3号→第1号	役場町民課窓口
パートなどで収入が増えて、配偶者の扶養からはずれるようになったとき		